

改正後					改正前							
プログラム等準備金に関する明細書					プログラム等準備金に関する明細書							
(平成 年分) 氏名					(平成 年分) 氏名							
準備金の積立限度額の計算	その年分の制御プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額				①	円	その年分の制御プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額				①	円
	6億5千万円 × $\frac{12}{100}$ 相当額				②		①のうち				②	
	積立限度額 (① × $\frac{13}{100}$ と②のうち少ない金額)				③		①のうち50億円相当額を超える部分の金額				③	
	その年分の制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額				④		積立限度額 (② × $\frac{13}{100}$ + ③ × $\frac{5}{100}$)				④	
	④のうち				⑤		その年分の制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額				⑤	
	④と100億円 × $\frac{12}{100}$ 相当額のうち少ない金額				⑥		⑤のうち				⑥	
	④のうち100億円相当額を超える部分の金額				⑦		⑤と100億円相当額のうち少ない金額				⑦	
	積立限度額 (⑤ × $\frac{23}{100}$ + ⑥ × $\frac{15}{100}$)				⑧		⑤のうち100億円相当額を超える部分の金額				⑧	
	その年分の情報処理システムの企画等の役務の提供に係る収入金額				⑨		積立限度額 (⑥ × $\frac{23}{100}$ + ⑦ × $\frac{15}{100}$)				⑨	
	⑨のうち他の者への業務委託に要した費用の合計額				⑩		その年分の情報処理システムの企画等の役務の提供に係る収入金額				⑩	
	差引収入金額 (⑩ - ⑨)				⑪		⑩のうち他の者への業務委託に要した費用の合計額				⑪	
	⑩に係る積立限度額 (⑩ × $\frac{9}{100}$)				⑫		差引収入金額 (⑩ - ⑨)				⑫	
	積立限度額 (③ + ⑦ + ⑫)				⑬		⑫に係る積立限度額 (⑫ × $\frac{9}{100}$)				⑬	
	その年分の証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾等に係る収入金額				⑭		積立限度額合計 (⑬ + ⑭)				⑭	
	積立限度額 (⑭ × $\frac{8}{100}$)				⑮		その年分の証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾等に係る収入金額				⑮	
積立限度額合計 (⑬ + ⑮)				⑯		積立限度額 (⑮ × $\frac{9}{100}$)				⑯		
本年積み立てたプログラム等準備金の額				⑰		積立限度額合計 (⑬ + ⑮)				⑰		
収入金額に算入する額の計算					収入金額に算入する額の計算							
積立年分	当初積み立てた準備金の額	年初現在の準備金の額	本年の収入金額に算入する額 4年経過後4年間均等取崩しによるもの(⑰×十) ⑱以外のもの		翌年繰越額 (⑱-⑲-⑳)	積立年分	当初積み立てた準備金の額	年初現在の準備金の額	本年の収入金額に算入する額 4年経過後4年間均等取崩しによるもの(⑰×十) ⑲以外のもの		翌年繰越額 (⑲-⑲-⑳)	
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	⑱	⑲	⑲	㉑	㉒		
から4年を経過したものの積み立てた年の年1月1日	年分	円	円	円	円	から4年を経過したものの積み立てた年の年1月1日	年分	円	円	円	円	
	年分						年分					
	年分						年分					
	年分						年分					
	年分						年分					
	年分						年分					
	年分						年分					
本年分						本年分						
計						計						

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">プログラム等準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の2の規定によるプログラム等準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、プログラム等準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号イに規定する汎用プログラムのうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下「制御プログラム」といいます。）の譲渡又は提供に係る収入金額と、その制御プログラムの譲渡又は提供に附帯して行う情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の「6億5千万円×$\frac{1}{12}$相当額」及び「⑤」欄の「④と100億円×$\frac{1}{12}$相当額のうち少ない金額」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において事業を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(3) 「④」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号ロに規定する制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供に係る収入金額と、その汎用プログラムの譲渡又は提供に附帯して行う情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(4) 「⑧」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号ハに規定する情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する定型的な役務と区分して行われるものの提供に係る収入金額の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑨」欄には、「⑥」欄に記載されたものうち当該情報処理システムの企画等に係る業務の全部又は一部を他の者に委託している場合における当該委託に要した費用の合計額を記載します。</p> <p>(6) 「⑩」欄には、租税特別措置法施行令第12条の2第11項に規定する証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額と、その譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行う特定のデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(7) 「収入金額に算入する額の計算」の各欄は、プログラム等準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等により収入金額算入額を計算する場合に記載します。</p> <p>(8) 「⑦」欄には、年初現在のプログラム等準備金の金額を「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したものと」「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれ最も古い年分から順次記載します。</p> <p>(9) 「⑬」欄には、前年分のこの明細書の「⑫」欄の金額を記載します。ただし、平成14年分のこの明細書の記載に当たっては、平成13年分のこの明細書の「⑫」欄の金額を記載します。</p> <p>(10) 「⑭」欄には、「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したものの」各年分だけについて、「⑩」欄の金額の4分の1に相当する金額を記載します。ただし、当該金額が「⑨」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額（以下この項において「⑩-⑫の金額」といいます。）を超えるときは、⑩-⑫の金額を記載します。</p> <p>(11) 「⑮」欄には、本年において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立年分の最も古い年分の年初現在の準備金額からまず取り崩したのとして順次記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の2</p>	<p style="text-align: center;">プログラム等準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の2の規定によるプログラム等準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、プログラム等準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号イに規定する汎用プログラムのうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下「制御プログラム」といいます。）の譲渡又は提供に係る収入金額と、その制御プログラムの譲渡又は提供に附帯して行う情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(2) 「⑤」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号ロに規定する制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供に係る収入金額と、その汎用プログラムの譲渡又は提供に附帯して行う情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号ハに規定する情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する定型的な役務と区分して行われるものの提供に係る収入金額の合計額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、「⑧」欄に記載されたものうち当該情報処理システムの企画等に係る業務の全部又は一部を他の者に委託している場合における当該委託に要した費用の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑪」欄には、租税特別措置法施行令第12条の2第11項に規定する証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額と、その譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行う特定のデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(6) 「収入金額に算入する額の計算」の各欄は、プログラム等準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等により収入金額算入額を計算する場合に記載します。</p> <p>(7) 「⑬」欄には、年初現在のプログラム等準備金の金額を「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したものと」「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれ最も古い年分から順次記載します。</p> <p>(8) 「⑭」欄には、前年分のこの明細書の「⑫」欄の金額を記載します。ただし、平成11年分のこの明細書の記載に当たっては、平成10年分のこの明細書の「⑫」欄の金額を記載します。</p> <p>(9) 「⑮」欄には、「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したものの」各年分だけについて、「⑩」欄の金額の4分の1に相当する金額を記載します。ただし、当該金額が「⑨」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額（以下この項において「⑩-⑫の金額」といいます。）を超えるときは、⑩-⑫の金額を記載します。</p> <p>(10) 「⑯」欄には、本年において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立年分の最も古い年分の年初現在の準備金額からまず取り崩したのとして順次記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の2</p>